



平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外19名

被告 群馬県知事外1名

請求の趣旨の減縮申立書

2005（平成17）年12月9日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道

ほか39名



第1 請求の趣旨の縮減

原告らは、本件訴状の請求の趣旨3項を次のとおり縮減する。

記

3 被告群馬県知事は、ハッ場ダムに関し、次の負担金および繰出金を支出してはならない。

(1) 河川法60条に基づくダム建設事業負担金

(2) 群馬県企業管理者が特定多目的ダム法第7条に基づく建設負担金を支出するについて、これを補助するために行う一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金

第2 減縮の理由

1 原告らは、本件訴状の請求の趣旨3項において、群馬県知事を被告として、合計4項目の負担金および繰出金支出の差止めを求めた。

2 ところが、被告らの準備書面(3)および(4)に基づく主張によれば、本件訴状の請求の趣旨3項(2)の水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金および(3)の財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金は、群馬県知事が負担していないとされている。

3 そこで、被告らの上記主張を踏まえて検討した結果、原告らは、本件訴状の請求の趣旨3項を上記のとおり2項目の支出差止めに減縮する。

以上